

タンク検査申請書

指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする場合、本届出により申請することで、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができ、その結果の証明を受けることができます。

届出・申請方法

窓口	郵送	電子申請
消防本部予防課 危険物保安係でのみ受付可	不可	不可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課
危険物保安係

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- タンク検査申請書
- タンクの設計図書

▲注意事項

- ・消防本部予防課危険物保安係の窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）
- ・申請後、当該タンクについて検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

問い合わせ先

消防本部予防課
危険物保安係

電話：0234-31-7148

メール：yobou-h@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）